

ビジネスリース承諾書約款 新旧対照表

旧（2025年1月1日版）	新（2026年4月1日版）
<p>第17条(保証)</p> <p>2. お申込者は本リース物件の引き渡しから4ヶ月間に限り、設置工事又は設定に起因する障害の対応を当社より無料で受けることができます。引き渡しから4ヶ月を経過したときは有償対応となります。</p>	<p>第17条(保証)</p> <p>2. お申込者は本リース物件の引き渡しから<u>1ヵ月</u>間に限り、設置工事又は設定に起因する障害の対応を当社より無料で受けることができます。引き渡しから<u>1ヵ月</u>を経過したときは有償対応となります。</p> <p><u>5. 本リース物件の通信速度等の性能表示は、技術規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではありません。お申込者は、本リース物件がベストエフォート型の製品であり、お申込者の利用環境、回線の混雑状況、接続機器の性能等により通信速度が低下する場合がありますことをあらかじめ承諾します。</u></p> <p><u>6. お申込者は、本リース物件がレセプトコンピュータ、電子カルテ、医療用システム、医療機器及びホームセキュリティとの接続を想定したものではないことをあらかじめ確認します。お申込者がこれらのうち、いずれか一つ以上と本リース物件を接続したことによって、損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。</u></p>
<p>第18条(損害賠償責任)</p> <p>1. 本リース契約にかかる当社の損害賠償責任は、当社の責めに帰す事由によって直接かつ現実に発生した通常の損害に限られます。当社は、逸失利益、間接損害、特別の事情によって発生した損害を支払う義務を負わないものとします。</p> <p>2. 当社の責めに帰す事由により、本リース物件を使用できない時間</p>	<p>第18条(損害賠償責任)</p> <p>1. 本リース契約にかかる当社の損害賠償責任は、当社の責めに帰す事由によって直接かつ現実に発生した通常の損害に限られます。当社は、逸失利益、間接損害、特別の事情によって発生した損害を支払う義務を負いません。</p> <p>2. 当社の責めに帰す事由により、本リース物件を使用できない時間</p>

旧（2025年1月1日版）	新（2026年4月1日版）
が生じたことによって発生した損害については、リース料の 4ヶ月 分を損害賠償の上限とします。	が生じたことによって発生した損害については、リース料の <u>1ヵ月</u> 分を損害賠償の上限とします。
2025年1月1日 改訂	2026年4月1日 改訂